

【別紙3】個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 運営権者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 運営権者は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 運営権者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4条 運営権者は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5条 運営権者は、市の指示がある場合を除き、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第6条 運営権者は、この契約による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

- 2 運営権者は、市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製したときは、その複写物又は複製物を原本と同様に取り扱うものとする。
- 3 運営権者は、市から引き渡された個人情報が記録された資料等のうちこの契約による業務の範囲外の部分を加工してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 運営権者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第8条 運営権者は、この契約による業務を処理するために市から引き渡され、又は運営権者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 運営権者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する罰則の内容を周知するものとする。

（実地調査）

第10条 市は、必要があると認めるときは、運営権者がこの契約による業務を処理するため取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

（指示）

第11条 市は、運営権者がこの契約書による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、運営権者に対して必要な指示を出すことができる。

（事故報告）

第12条 運営権者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。